

6 自己資本の充実の状況

(注) 自己資本の充実の状況は、平成 18 年度以降適用される新しい自己資本比率規制 (新 BIS 規制) に基づき作成しているため、平成 17 年度の計数を算定していません。

■自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 19 年 3 月末における自己資本比率は、15.22%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資金により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 172 億円 (前年度 169 億円)
- 回転出資金による資本調達額 12 億円 (前年度 11 億円)

当会は、上記のほか、劣後特約付借入金により 40 億円 (前年度 40 億円) 調達しています。劣後特約付借入金については自己資本比率算出にあたり補完的項目として一定額を自己資本の額に算入することができます。

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として当期から 3 年間で劣後特約付借入金等による調達を予定しています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1)自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成 17 年度	項 目	平成 17 年度
出 資 金	18,138	自己資本総額 (A+B) (C)	31,873
うち後配出資金	0	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	0
うち回転出資金	1,170	負債性資本調達手段及びこれ に準ずるもの	0
非累積的永久優先出資	0	期限付劣後債務及び期限付 優先出資並びにこれらに準 ずるもの	0
再評価積立金	0	控除項目不算入額	△ 0
資本準備金	0	控除項目計 (D)	0
利益準備金	3,911	自己資本額 (C - D) (E)	31,873
任意積立金	3,800	資産 (オン・バランス) 項目	251,383
次期繰越剰余金	1,678	オフ・バランス取引項目	2,402
その他有価証券の評価差損	△ 1,241	リスク・アセット計 (F)	253,785
処分未済持分	△ 0		
営業権相当額	△ 0		
基本的項目 (A)	26,287		
土地の再評価額と再評価直前 の帳簿価額の差額の 45% に相 当する額	0		
一般貸倒引当金	583		
相互援助積立金	1,042		
負債性資本調達手段等	4,000		
負債性資本調達手段	0		
期限付劣後債務	4,000		
補完的項目不算入額	△ 39	Tier1 比率 (A / F)	10.35
補完的項目 (B)	5,586	自己資本比率 (E / F)	12.55

(単位：百万円、%)

項 目	平成 18 年度	項 目	平成 18 年度
出 資 金	17,226	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	0
うち後配出資金	0		
回転出資金	1,248	負債性資本調達手段及びこ れに準ずるもの	0
再評価積立金	0		
資本準備金	0	期限付劣後債務及びこれに 準ずるもの	0
利益準備金	4,511		
特別積立金	3,800	非同時決済取引に係る控除額及 び信用リスク削減手法として用 いる保証又はクレジット・デリ バティブの免責額に係る控除額	0
次期繰越剰余金	3,329		
処分未済持分	△ 0		
その他有価証券の評価差損	△ 0		
営業権相当額	△ 0		
企業結合により計上される無 形固定資産相当額	△ 0	基本的項目からの控除分を除く、 自己資本控除とされる証券化エク スポージャー及び信用補完機能 を持つ I/O ストリップス (告示第 223 条を準用する場合を含む。)	0
証券化取引により増加した自 己資本に相当する額	△ 0		
基本的項目 計 (A)	30,116	控除項目不算入額	△ 0
土地の再評価額と再評価の直前 の帳簿価額の差額の45%相当額	0	控除項目 計 (D)	0
一般貸倒引当金	220	自己資本額 (C - D) (E)	35,261
相互援助積立金	924	資産 (オン・バランス) 項目	221,869
負債性資本調達手段等	4,000	オフ・バランス取引等項目	1,949
負債性資本調達手段	0	オペレーショナル・リスク相 当額を 8% で除して得た額	7,774
期限付劣後債務	4,000	リスク・アセット等計 (F)	231,593
補完的項目不算入額	△ 0		
補完的項目 計 (B)	5,144	Tier1 比率 (A / F)	13.00
自己資本総額 (A+B) (C)	35,261	自己資本比率 (E / F)	15.22

(注) 1. 農協法第 11 条の 2 の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出しています。

(2)自己資本の充実度

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成 17 年度			平成 18 年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	79,891	0	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	83,923	0	0
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	78,864	2,252	90
地方三公社向け	—	—	—	1,470	0	0
金融機関及び証券会社向け	—	—	—	729,178	151,816	6,072
法人等向け	—	—	—	72,444	36,324	1,452
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	442	291	11
抵当権付住宅ローン	—	—	—	11	4	0
不動産取得等事業向け	—	—	—	2,338	2,333	93
三月以上延滞等	—	—	—	3,249	355	14
信用保証協会等及び株式会社 産業再生機構保証付	—	—	—	1,323	130	5
共済約款貸付	—	—	—	0	0	0
出資等	—	—	—	29,577	29,577	1,183
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	0	0	0
証券化	—	—	—	0	0	0
上記以外	—	—	—	1,915	733	29
合 計	—	—	—	1,084,633	223,819	8,952

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナル・ リスク (基礎的手法)	平成 17 年度		平成 18 年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	—	—	7,774	310

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

③単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

所要自己資本額	平成 17 年度		平成 18 年度	
	リスク・アセット(分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット(分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	253,785	10,151	231,593	9,263

信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを管理対象リスクのひとつとして位置づけ「リスク管理取扱要領」を定めて適切に管理しています。

信用リスク取引にかかる各種管理方針等は、取引実施部門（フロント・オフィス）、事務処理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス）が策定し、マネジメント・オフィス（経営管理委員会・理事会・リスク管理委員会）において決定しています。また、常勤役員・各部門の部長で構成されるリスク管理委員会は隔月単位で開催し、当会全体の信用リスク取引にかかる具体的方針等及び信用リスク管理の基本的制度を審議するとともに与信判断等を決定しています。

与信審査については、フロント・オフィスから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の統合与信管理、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

貸倒引当金の計上に関する具体的な内容は注記表の貸倒引当金（P.31）をご覧ください。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコア

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1)信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成 17 年度				平成 18 年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
信用リスク期末残高	-	-	-	-	1,084,633	75,781	347,409	0
信用リスク平均残高	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
4. 本開示は、平成 18 年度以降適用される新しい自己資本比率規制に対応しているため、平均残高の計数を算定していません。

(2)信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

①地域別

当会では国外への貸出及び投資を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

②業種別

(単位：百万円)

		平成 17 年度				平成 18 年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
法人	農業	-	-	-	-	2,045	2,045	0	0
	林業	-	-	-	-	0	0	0	0
	水産業	-	-	-	-	0	0	0	0
	製造業	-	-	-	-	29,733	12,280	16,254	0
	鉱業	-	-	-	-	0	0	0	0
	建設・不動産業	-	-	-	-	7,710	3,142	4,534	0
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	8,997	0	8,641	0
	運輸・通信業	-	-	-	-	21,754	467	21,094	0
	金融・保険業	-	-	-	-	791,548	21,963	138,851	0
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	24,833	21,216	3,500	0
	日本国政府・ 地方公共団体	-	-	-	-	163,815	12,972	150,842	0
	その他	-	-	-	-	3,488	0	3,488	0
	個人	-	-	-	-	1,693	1,693	0	0
その他	-	-	-	-	29,011	0	200	0	
合計	-	-	-	-	1,084,633	75,781	347,409	0	

- (注) 1. エクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③残存期間別

(単位：百万円)

		平成 17 年度				平成 18 年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
1年以下	-	-	-	-	692,394	4,882	56,879	0	
1年超3年以下	-	-	-	-	97,029	6,860	90,169	0	
3年超5年以下	-	-	-	-	108,891	12,303	95,588	0	
5年超7年以下	-	-	-	-	46,556	2,685	43,871	0	
7年超10年以下	-	-	-	-	50,293	2,406	47,887	0	
10年超	-	-	-	-	16,087	4,273	11,813	0	
期限の定めのないもの	-	-	-	-	73,378	42,368	0	0	
合計	-	-	-	-	1,084,633	75,781	347,209	0	

- (注) 1. エクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

(3)三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

①地域別

当会では国外への貸出及び投資を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

②業種別

(単位：百万円)

		平成 17 年度	平成 18 年度
法人	農業	—	91
	林業	—	0
	水産業	—	0
	製造業	—	2,049
	鉱業	—	0
	建設・不動産業	—	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	0
	運輸・通信業	—	0
	金融・保険業	—	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	1,053
	その他	—	0
	個人	—	55
合計	—	3,249	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのほか、「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーを含んでいます。

(4)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

①種類別

(単位：百万円)

	平成 17 年度				平成 18 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	485	585	0	485	583	583	220	0	583	220
個別貸倒引当金	4,174	4,255	149	4,024	4,255	4,255	3,329	87	4,167	3,329
合計	4,659	4,838	149	4,510	4,838	4,838	3,550	87	4,750	3,550

②貸倒引当金の地域別の期末残高及び期中の増減額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

③業種別

(単位：百万円)

		平成 17 年度				平成 18 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	—	—	—	—	—	152	119	6	146	119
	林業	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	水産業	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	製造業	—	—	—	—	—	2,700	2,150	0	2,700	2,150
	鉱業	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	1	0	0	1	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	96	0	0	96	0
	金融・保険業	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	1,134	991	54	1,079	991
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
	その他	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
個人	—	—	—	—	—	169	68	26	143	68	
合計	—	—	—	—	—	4,255	3,329	87	4,167	3,329	

(注) 一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5)業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成 17 年度	平成 18 年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	その他	0	0
	個	人	0
合	計	0	0

(6)リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高等

(単位：百万円)

		平成 17 年度			平成 18 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	—	—	0	234,917	234,917
	10%	—	—	—	0	23,824	23,824
	20%	—	—	—	18,650	720,616	739,266
	35%	—	—	—	0	11	11
	50%	—	—	—	19,019	3,115	22,134
	75%	—	—	—	0	395	395
	100%	—	—	—	4,865	59,089	63,955
	150%	—	—	—	0	126	126
	その他	—	—	—	0	0	0
自己資本控除		—	—	—	0	0	0
合 計		—	—	—	42,535	1,042,097	1,084,633

■信用リスク削減手法に関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスపోージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスపోージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスపోージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付が A- 又は A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスపోージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、

②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(1)標準的手法において、信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成 17 年度			平成 18 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	0	56,343	0
地方三公社向け	—	—	—	0	1,468	0
金融機関及び証券会社向け	—	—	—	0	0	0
法人等向け	—	—	—	44	1,099	0
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	7	0	0
抵当権付住宅ローン	—	—	—	0	0	0
不動産取得等事業向け	—	—	—	0	0	0
三月以上延滞等	—	—	—	0	0	0
証券化	—	—	—	0	0	0
その他	—	—	—	0	0	0
合 計	—	—	—	52	58,912	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

■派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務活動に係る事故・不正、システムの不具合、犯罪等により損失を被るリスクのことで、事務リスク、システムリスク等を総称したものです。当会では、「リスク管理基本方針」「リスク管理取扱要領」を定めてオペレーショナル・リスクを管理しています。

- 業務に伴って受動的に発生するリスクであることからマネジメント・オフィスであるリスク管理委員会にてリスク情報の検証・協議を行っています。
- 事務リスクはミドル・オフィスにおける各部署へのヒアリングや別に定める「自主検査要領」等を通してリスクの検知を行っています。
- システムリスクは事務の堅牢性を確保するため、別に定める「情報システム取扱要領」等によりオンラインシステムのみならず、本会 OA システムの適正性、安全性を検証しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。当会では、「リスク管理基本方針」「リスク管理取扱要領」に基づき、ALM委員会・リスク管理委員会を設定し、出資等又は株式等エクスポージャーの評価・計測の報告・管理を実施しています。

(1)出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	平成 17 年度		平成 18 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	2,642	2,642	2,880	2,880
非 上 場	26,832	26,832	26,829	26,829
合 計	29,474	29,474	29,709	29,709

(2)出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	平成 17 年度			平成 18 年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	158	0	0	200	0	0
非 上 場	1	0	0	13	0	0
合 計	159	0	0	182	0	0

(3)貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

	平成 17 年度		平成 18 年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	816	4	882	5
非 上 場	0	0	0	0
合 計	816	4	882	5

(4)貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	平成 17 年度		平成 18 年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	0	0	0	0
非 上 場	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

■金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、市場リスク（金利リスクを含む）の伴う有価証券運用業務を極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては運用方針等の決定（企画）、取引の執行及びモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロント部門、モニタリングはリスク管理部門が担当し、市場リスクマネジメントにかかる運営状況（金利変動・株価価格変動・信用等各リスク等）について、四半期ごとに理事会及び経営管理委員会に報告する体制をとっています。

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるVaR（信頼区間99%、保有期間20営業日）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象はすべての金融資産・負債としています。

コア貯金（明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間滞留する貯金）については、要求払貯金のうち普通貯金等の額の50%相当額を平均2.5年、最長5年の残存期間とみなしています。

(1)金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減（単位：百万円）

項 目	平成 17 年度	平成 18 年度
当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	－	3,282